

広報 しんち

4月1日現在
1.895世帯
男 4.144人
女 4.354人
合 計 8.498人

50号

50 / 5

心も体もすこやかな
こどもに

五月五日はこどもの日(端午の
節句)です。

こどもの日というは、こども
の人格を重んじ、こどもの幸福を
はかるとともに、父母に感謝する
……となっています。

こどもを心身ともにすこやかに育
成する責任は、こどもの保護者と
ともに国や地方公共団体が負うこ
ととなっています。

モータリゼーションの進展にと
もない人類は歩くことが少くなっ
てきました。農漁村である新地町
においてもこのような現象が現わ
れてきております。

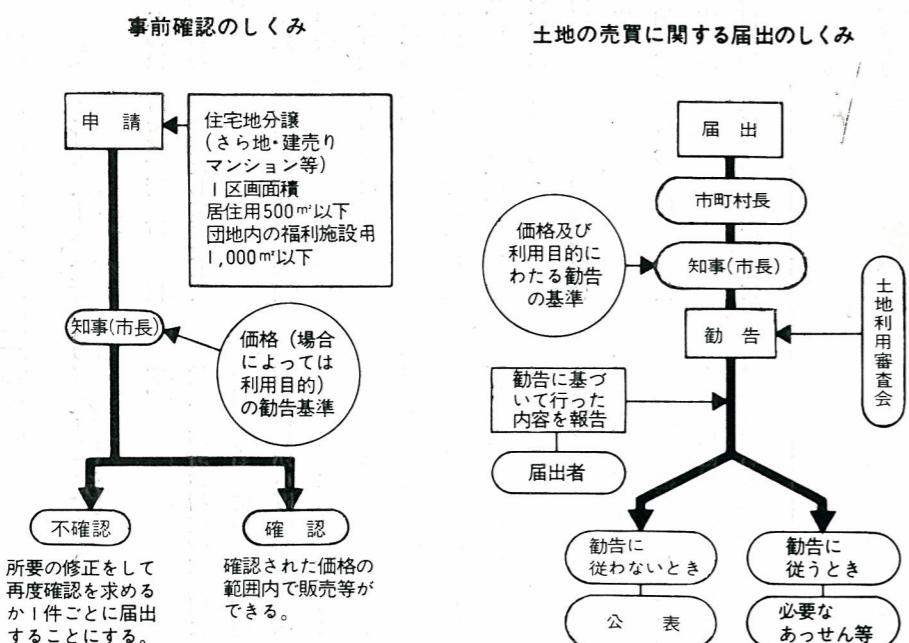
人間は歩けることが健康である
証拠です。

新地町は自然に恵まれていま
す。

町の未来をにうこども達を、
自然をたいせつにし、自然に親し
む健康的で明るいこどもに育てま
しょう。



と
じ
て
お
き
ま
し
よ
う



届出等を必要とする 取引の範囲

権利移転の形態（原因）	法の要件に該当するか否か	権利移転の形態（原因）	法の要件に該当するか否か
1. 売買契約（停止条件付、期限付契約等を含む。）	○	16. 競売（競売法）	△
2. 売買予約	○	17. 換地処分、交換分合及び権利変換（土地区画整理法等）	×
3. 抵当権、不動産質権の設定等	×	18. 保留地処分（土地区画整理法）	○
4. 地役権、鉱業権等の設定等	×	19. 裁判上の和解（即決和解）民事調停、家事審判に基づく場合	△
5. 信託の引受及びその終了	×	20. 贈与（負担付贈与を含む。）	×
6. 讓渡担保	○	21. 財産分与	×
7. 代物弁済	○	22. 共有物の分割	×
8. 代物弁済予約	○	23. 共有物の持分権の譲渡	○
9. 交換	○	24. 共有物の持分権の放棄	×
10. 相続	×	25. 営業譲渡	○
11. 遺産の分割	×	26. 工場財団等の移転	×
12. 遺贈（負担付遺贈、包括遺贈を含む。）	×	27. 予約定結権、買い戻し権等の形成権の行使	×
13. 土地収用	×	28. 同上形成権の譲渡	○
14. 滞納処分（国税徴収法等）	△		
15. 強制競売（民訴法）	△		

○該当する
×該当しない
△該当するが法の適用を除外

価格の算定

価格の算定 別に応じ、固定資産税評価に倍率を乗ずる方法、基準地若しくは指定時公示価格に比準する方法または取引事例比較法、収益還元法および原価法を併用する方法により算定した規制区域の公告の時ににおける土地に関する権利の相当な

許可制とは

規制区域内では、土地に関する
所有権等の権利の移転または設定
(対価を得て行われるものに限る)
の契約(予約を含む。以下「土地
売買等の契約」という)を締結し
契約を締結してはならないことと
されています。

広報しんち

土地の取引は正しく

国土利用計画法と土地取引の知識

画期的な土地対策立法として注目されていた国土利用計画法が去る昭和四十九年六月二十五日に公布され、十二月二十四日に施行されました。

この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講することにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目指し、土地利用規制を通じて乱的とし、土地開発を未然に防ぐとともに、特に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制することによって地価の安定を開発することとしています。

本法で定められている土地取引の規制は取引の場所、場合によって異なり、大きく許可制、届出制、事前確認制の三つに分けられます。

許可制とは

規制区域内では、土地に関する所有権等の権利の移転または設定（対価を得て行われるものに限る）の契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という）を締結し

は正しく
法と土地取引の知識

ようとする場合は、当時は市町村長を経由して都道府県知事に対し許可申請を行い、その許可を受けなければならぬこととされており、許可を受けないで締結した契約は、その効力を生じないものとされています。

上となる住宅地（建売り、マンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行おうとする者があらかじめ土地に関する権利の移転、または設定の予定対価の額が法第二四条第一項第一号（届出制の勧告基準となる価格）に該当しないことについて都道府県知事（政令指定都市では市長）の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地取引を行う場合に限って届出制の適用除外とすることとしています。

圏域と規制

上となる住宅地（建売り、マンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行おうとする者があらかじめ土地に関する権利の移転、または設定の予定対価の額が法第二四条第一項第一号（届出制政令指定都市では市長）の勧告基準となる価格）に該当しないことについて都道府県知事（内）で土地取引を行う場合に限って届出制の適用除外とすることとして

一四〇

ながく、規制区域の指定は、土地利用審査会の確認が得られないときは無効となるとか、指定期間が過ぎても必要な場合には改めて指定を行うことなどの定めがあります。

一団の土地とは

土地利用上、現に一体の土地を構成し、または一体としての利用

地に関する権利の移転や設定を行おうとする土地をいいます。すなはち、二千平方㍍（市街化区域）、五千平方㍍（その他の都市計画区域）、一万平方㍍（都市計画区域以外）以上のまとまりのある土地をいい、開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取引は基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような

規制区域内での土地売買許可のしくみ

